

2020年9月15日

東京都知事
小池 百合子 様

日本労働組合総連合会東京都連合会
会長 杉浦 賢次

新型コロナウイルス感染拡大による経済と雇用、生活に関する緊急要請

新型コロナウイルスの感染症については、収束の見通しが立たず、先行きが不確定な状況であり、連合東京の労働相談にも職場内感染者の発生からの労災認定や感染防止策に関する相談が入っています。新感染症の治療薬やワクチンの開発をはじめとして感染拡大を制御できるまでは、元の経済活動に戻るのが難しく、消費活動の弱まりにより、休業や退職勧奨を行う企業が増えています。労働相談については「休業手当が支給されない」「退職勧奨も受けている」との訴えがあり、国際労働機関（ILO）のガイ・ライダー事務局長が「ウイルスは誰でも感染し得るが、経済・社会的に弱い人たちに最も打撃を与えている」と述べる現状となっています。

求められる雇用や経済への支援は、雇用維持に努力する企業・従業員への継続的な支援、このような状況下でも人手不足となっている業界への就労移転であり、感染対策を行いながら経済の回復に向け、各業界の取組を支える事業であると考えます。そして、労働の現場でハラスメントを無くす啓発・指導や、差別的被害への対応、生活における不平等を改善する取組も必要です。そこで、感染防止や経済、雇用、生活など諸対策を求めるものです。

1. 新型コロナウイルス感染を防ぎながら経済活動を取り戻す、医療体制を守るには必要なPCR検査を都が主体的に行うことが必要です。無症状感染者が感染を広げないよう、指定感染症である新型コロナウイルス感染症の防疫にも資する、公費によるPCR検査を拡大・強化するため、感染症法第15条の改正を国に求めること。また、国の検査基準以外で都が必要と考えるPCR検査は全て行うなど検査を増やすこと。さらに、感染の不安に晒されながら日々働き続ける医療・救急搬送・介護・障害者・保育施設従事者やキーワーカーへの検査体制を国や区市などととも整備し、就業に安心感を与えること。

2. 新型コロナウイルスの感染無症状者や軽症者を宿泊療養施設で隔離、療養させるために、改めて施設を拡充して確保するとともに、医師や看護師の配置に協力する医療機関などへの財政支援を行うなど、施設の体制整備に取り組み、感染者を受け入れること。また、都立・公社病院や民間病院における患者の受入態勢を強化し、重傷者の人工心肺装置（ECMO）

利用拡充に向けた取り組みを進めること。

3. 今年から来年にかけての秋冬の季節におけるインフルエンザの流行への対策も必要です。発熱や咳などの症状には両方の検査を実施する、発熱外来センターの設置など、新型コロナウイルスとインフルエンザとの同時流行に国や区市、医療機関などと備え、対策に取り組むこと。

4. 介護・障害者施設職員が感染することや、濃厚接触者として自宅待機を強いられることなど、施設でのサービスの維持が困難となる場合があります。他の施設などから代替職員を派遣して、サービスを確保する事業に取り組むこと。また、来年度の介護報酬改定を見据えて、感染対策を行いながら介護を実施する事業所・施設への報酬加算、利用者負担を抑える方策の検討を国に求めること。

5. 店舗などを起点に新型コロナウイルス感染が拡大し、多くの人々の生命の危険を伴う事態となった際や、感染防止策を取っていない飲食店などの休業要請が必要です。罰則を伴い、また、補償をはじめとした制度も導入することで、感染を抑えながら支援するなど、社会の実情に合わせた新型インフルエンザ等特別措置法の再改正や、地方創生臨時交付金の増額を国に求めること。

6. 国は4～6月期の法人企業統計を発表し、全産業(金融・保険業を除く)の売上高は前年同期に比べ17.7%減となり、約11年ぶりの大幅な落ち込みとなっている。こうした現状の中、新型コロナウイルスの影響で売上げが急減した中小企業などに、金融機関によって返済猶予期間が最大5年の無利子・無担保融資が行われています。東京都や区市町村を通じた企業などへの4～7月の制度融資額は、前年同期比9.4倍の3兆1346億円と大幅に増えています。今後は、金融機関や東京信用保証協会、経営者団体、中小企業診断士などが、企業などの感染防止対策と経営改善策を支援するよう求めること。

7. 新型コロナウイルス感染の拡大によって「近場消費」が広がっています。人々の動きが15キロメートルから10キロメートルの移動が増えているなど、変化が経済や企業業績にも反映され始めています。在宅勤務の影響による健康や衛生を重視した「巣ごもり消費」が増え、域内の移動・観光、マイクロツーリズムでの宿泊割引を支援する自治体もあります。こうした観点から、区市町村と連携して、感染防止にも取り組む都内事業者を支援する利用期限付きバウチャーの発行を補助支援するなど、売上が減っているサービス・飲食業や商店街、旅行業、バス・タクシー、百貨店などの企業・事業者支援を実施すること。

8. 新型コロナウイルス感染拡大によって世界各国におけるサプライチェーンの寸断があ

り、衛生用品や半導体分野の内製化などを進める対策が始まっています。人々の健康や安全に必要な不可欠な製品である食品や医療機器・資器材、安全保障のためのハイテク機器などの内製化政策の推進や、ネットワーク化したサプライチェーンの構築、調達・製造・管理におけるデジタル化などのイノベーション政策について、国と取り組むこと。

9. 雇用調整助成金の特例助成が12月末まで延長されましたが、リーマン・ショック後に年越しへの不安から失業者が集まった年越し派遣村が設立されるような事態とならないよう、来年3月末まで特例延長をして雇い止めを回避するよう、国に求めること。また、従業員が申請した雇用調整助成金については、国が企業調査を実施することで、今後は企業自らが雇用調整助成金を申請するように促すなど、制度に則した運用となるよう求めること。

10. 長引く新型コロナウイルス感染症による各企業の業績への影響が深刻度を増していくと考えられ、現在、実質雇用者報酬が前期比マイナスとなり、今後、冬の一時金や2021年春季生活闘争にも大きな影を落とすと考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、融資が必要となった有期雇用契約者をはじめとした中小企業従業員への無利子融資を引き続き実施するとともに、生活福祉資金貸付を行うことなどで、都民生活を経済的に支えること。

11. 国は、新型コロナウイルス感染の影響によって、働きたくても働けない状態にある人が2020年4～6月期に533万人いたと発表しました。出勤抑制や休業などで就業時間が制約された人や、求職活動をしても職が見つからない人、新型コロナウイルス禍によって職探しを諦めている人々などの実態が分かります。また、8月末の新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は5万326人に上ります。これに7月時点の休業者220万人の中で職場に復帰できず、失業者となる人が増えるならば、雇用の悪化が一層深まります。さらに、有期雇用契約者の失業と仕事を探す人が増え、雇用調整助成金を利用した上場企業でも人員削減の動きがあります。雇用情勢は予断を許さない状況であり、新型コロナ禍で失職した、賃下げにより転職を希望する人々の就労・能力開発支援を実施するとともに、国に緊急雇用創出事業の議論を行うよう求め、都としても共に取り組むこと。

12. 今年6月、改正労働施策総合推進法が施行され、大企業側にパワーハラスメントなどの被害に対する相談窓口の設置が義務付けられました。新型コロナウイルス感染収束が見通せない中、連合東京に対して、社長・役員・上司から従業員へ、従業員からパート社員・派遣社員へのパワーハラスメントの労働相談が入っており、パワーハラスメントとともに「退職しろ」と言われているケースもあります。東京労働局や東京都労働相談情報センター、弁護士などにおいてハラスメントの被害を受け止め、統計を取って、企業や加害者に指導や助言を行うこと。

13. 新型コロナウイルスの感染拡大はひとり親の生活を直撃しました。NPO法人の6月調査によると、勤務時間の減少や休業、解雇などの影響があったと答えた人が約8割で、半数の人が半分以下の収入になったと答えました。メールでの生活困窮相談も増えています。新型コロナウイルス感染の影響が長期化すると予想される中で、児童育成手当の増額などや就労環境の変化に対応した職業訓練の実施など、ひとり親家庭支援を拡充すること。また、今年失業したひとり親の家計急変に児童扶養手当が対応できていないことなどから、継続したひとり親支援を国に求めること。さらに、小学校休業等対応助成金の申請を従業員などができるよう国に求めること。

14. 新型コロナウイルスの感染拡大が、日本社会を支える技能実習生を含めた外国人労働者の生活と雇用を直撃しており、連合東京にも外国人労働者の代理人から退職勧奨についての労働相談が入っています。地域の生活者である外国人労働者に社会生活・就労上必要な支援、情報が理解できる言語にて届き、外国人労働者が安心して日本で働き暮らせる環境・拠点づくりに取り組むこと。東京都として、外国人材を送り出す国や地方自治体と、人材の受け入れや育成、交流を進める覚書・協定の締結を検討するなど、外国人材の活用を成長政策と位置付け、外国人労働者から選ばれる労働環境を提供できるよう、国とともに必要な支援に取り組むこと

15. 新型コロナウイルス対策で企業などにおけるテレワークの利用が拡大しました。テレワーク勤務については、企業が従業員に通信費用や民間のサテライトオフィス代などのコストを転嫁することや、テレワーク勤務によって長期間労働になりがちなこと、有期雇用契約者はテレワークを認めない企業があること、上司からの勤務時間外・休日の連絡や時間外に社内システムアクセスを行うこと、在宅勤務におけるリモートハラスメントが起りやすいことなどが課題とされています。企業において従業員が納得するテレワーク勤務を運用するために就業規則を作成し、各種労使協定の改定を行うといったルールづくりを推奨するとともに、働く人々がテレワーク勤務によって負担増とならない支援策を推進・導入すること。また、テレワーク勤務が広がることにより、若年者や中高年世代に運動不足や健康障害を招くおそれがあるため、健康維持や生活習慣病の防止に取り組むこと。

16. 新型コロナウイルス感染拡大によって、国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、1人の子どもに端末1台を貸与する時代が近づいています。教育環境に情報通信技術の導入が進む中で、一人ひとりの子どもたちを分析し、子どもの特性にあった調整、支援法を行うことによって、子どもがICTを使用して学習が進むよう取り組むこと。オンライン授業の活用のため、国や区市町村とともに、教員を支援する態勢を整えること。

17. 企業や施設、保育所、学校などにおいて新型コロナウイルスの集団感染が発生したことにより、感染者や医療従事者などへの差別的な言動やSNSなどでの誹謗中傷、偏見、個人特定への動きなどが問題となっています。こうした問題が生じないよう、都や区市町村においては、差別を防ぐメッセージを発信することや集団感染施設名を公表しない理由を丁寧に説明すること、相談窓口での問題受け付けなどバッシング被害対策に取り組むこと。

以 上